

大学基準協会の法科大学院認証評価結果を受けて

本学大学院法務研究科法務専攻(法科大学院)は、2023年度公益財団法人大学基準協会による法科大学院認証評価を受審し、同協会の法科大学院基準に適合しているとの認定を受けました。認定の期間は、2024年4月1日から2029年3月31日までとなります。

前回2018年度の同協会による認証評価においては、認証基準の客観的指標である司法試験合格率および定員充足率が十分でないこと等を理由として、不適合との残念な結果を受けました。その結果を受け、本研究科では、FD活動を集中的に実施し、今後の改革のみちすじを明らかとするとともに職員全員への周知を図り、その内容を実施に移しました。改革の内容は多岐にわたりましたが、特に司法試験対策として「書く力」の段階的な涵養をすすめるための指導、本研究科出身弁護士によるアドバイザー制度の強化、本学法学部との連携強化として法学部「司法特修コース」および早期卒業制度の設置、近隣他大学法学部への広報活動の強化に尽力しました。その結果が徐々に現れていることが今回の適合認定の一因になったのではないかと自負しております。

もっとも、評価結果にも指摘されていますとおり、改善すべき課題は多く、改革は道半ばであり、とりわけ前述した客観的指標はさらなる上昇が求められているところですが、それは今後の改革により十分達成可能であると考えております。

法科大学院制度発足当初から半数以上の法科大学院が廃止されることとなったという大変厳しい環境の中、東海地区でも残った法科大学院は、本法務研究科含めわずか3校です。本法務研究科存続の重要性にご理解いただき、これまで大変苦しい中、本学はじめ各方面より多大なる御支援をいただいた感謝を忘れず、本学の教育モットー「人間の尊厳のために」に基づき、引き続き尽力していく所存です。今後も変わらぬご支援よろしくお願いいたします。

2024年4月

南山大学
学長 ロバート・キサラ